



は、洪水時に浮遊物(材木類、わら、ビニール、不用になった家具類等)が流れたりしないよう、日ごろから適切な処置をしておいてください。下流部の浸水家屋に流れ込んだり排水ポンプ場の排水能力の低下を引き起こす原因になります。

③ 洪水の中を避難等する場合、濁流は足元を見えにくくします。避難する場合は、長い棒(さぐり棒)等で足元を確認しながら歩きましょう。冠水した道路ではマンホールの蓋が浮くなどして、外れたりすることがあります。

長靴は水が入ると重くなり、流れに足元を取られる危険性があります。避難するときは運動靴にしましょう。素足は禁物です。

(洪水の中を歩ける深さの基準は、男性が約70センチ、女性が約50センチ(腰以下)です。無理をせず、高い所で助けを待ちましょう。)

家族で避難する場合はロープなどでお互いに体を結んで、ぐれなようにしましょう。

【高潮対策】

① 台風予想進路が徳島県通過または豊後水道から瀬戸内海を通過する場合で、小松島市に最近接する時刻(風雨の最も激しい時期)と満潮時刻が重なるときには、高潮発生の可能性が高い注意が必要です。特に、港奥では高潮発生の可能性が高く、地盤の低い所にお住まいの方は、早めに避難をしてください。

(本市では、甚大な被害をもたらした昭和36年9月16日の第2室戸台風の例があります。)

② 高潮の発生が予想されると(通常、高潮警報発令後)、市は明るいうちに海岸線の鉄扉等を閉塞します。海側との出入りができなくなりますので、協力ください。

【土砂災害対策】

① 大雨警報発表の後など、以後の降雨予測等によつては「土砂災害警戒情報」が発表される場合があります。がけ崩れに伴う

危険箇所または土石流に伴う危険箇所に住居されている方は、**自主的な避難**を開始しましょう。

(市は、土砂災害警戒情報等の情報を参考に「避難勧告等」を発令します。)

② 土砂災害警戒情報の発表がなくても、場所によつては、局地的な異常現象も考えられます。普段と違う状況に気付いたら、回りの住民に声を掛け、安全な場所に避難しましょう。(避難する場合は市に連絡してください。)

③ 土砂災害は、大雨警報が解除された後でも発生する可能性がありますので、避難場所から帰宅する場合は、市の了解を得てください。



ご不明な点があれば、市防災安全課(☎32・2227)にお問い合わせください。



【写真上】平成16年10月の台風23号による水害で堤防に土のうを積み上げる市職員ら(赤石町の立江川堤防)



【写真下】台風が九州南部に上陸する前から和田島町の海岸には消波ブロックを越す高波が発生